

平成 24 年 1 月 26 日開催

## 横浜市特別職職員議員報酬等審議会 議事録

(1) 日時・開催場所

平成 24 年 1 月 26 日 (木) 10 時～正午・横浜市庁舎 2 階応接室

(2) 出席者

有田委員、大貫委員、小島委員、佐々木委員、佐野委員、寺澤委員、野村委員、松井委員

(3) 欠席者

今井委員、加藤委員

(4) 開催形態

公開

(5) 議題

横浜市特別職職員議員報酬等審議会条例第 2 条の 2 に基づく意見聴取

(6) 議事

下記のとおり

◎開会

○開会挨拶 (事務局)

○各委員挨拶

**大貫委員**

おはようございます。ご紹介いただきました大貫でございます。

横浜市はご存知の通り、18 の区がございますが、その中で各区の連合会の会長さんが市の方に出て市連を作らせていただいておりますが、その中でこの委員として、私がこの席に出席させていただくことになりましたのでよろしくお願い申し上げます。

出身的には泉区でございますのでよろしくお願い申し上げます。

**小島委員**

おはようございます。横浜弁護士会会長の小島でございます。よろしくお願いいたします。

昨年にご承知のように、大震災が発生し、その後、弁護士会としても県内に主に福島から避難された方々の支援の活動なども行ってきていたのですが、横浜市にも本当にその際は様々なご協力いただき、ともに被災者の方々のためにということで、活動もさせていただきました。ありがとうございました。今日の審議が充実したものになるよう、私の方もできるだけ協力したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**寺澤委員**

おはようございます。横浜銀行協会会長の寺澤でございます。

今日の審議会にどれくらい貢献できるかわかりませんが、一生懸命やりたいと思います。よろしくお願いいたします。

**佐野委員**

佐野陽子でございます。

嘉悦大学という大変読みにくい名前ですが、東京都の小平市にございます。そこで、前学長をしており、今理事評議員を務めております。その前は、長く慶応大学に在りまして、この横浜市の日吉キャンパス、矢上キャンパス、大変横浜市さんにはお世話になっております。よろしくお願いいたします。

**野村委員**

おはようございます。

神奈川で働きます約40万人の組合員で構成しております、連合神奈川の野村でございます。出身は旧日本鋼管、今はJFEスチールと言っておりますが、その出身でございます。よろしく願いいたします。

**松井委員**

松井佑子と申します。よろしく願いいたします。

横浜市女性団体連絡協議会は昭和の28年、26年ぐらいから準備、28年に発足して、やはり男女同権とか、男女共同、今でいえば男女共同参画社会を作ると頑張ってきている団体の、今私は会長をしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**有田委員**

おはようございます。有田多津子です。

私は昨年で横浜市の消費生活推進委員、瀬谷区の代表を降ろさせていただきましたが、今は消費生活推進委員の少しでもお手伝いできればと思ひまして、消費生活推進委員は、特に一番メインは悪質商法の未然防止のための普及運動をしており、その出前講座をするボランティアグループを昨年立ち上げまして、そちらの方で、出前講座をさせていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

**佐々木委員**

佐々木でございます。よろしく願いいたします。

**佐野会長**

早速審議に入りたいと思いますが、まずは色々と、資料が配られておりますので、事務局から説明をお願いします。

◎市長挨拶

◎事務局説明

- 審議会の開催の根拠について
- 特別職の給料等の法的根拠について
- 前回の審議会の結果について
- 一般職職員の給与改定の内容について
- 市長の給料の一般職職員の改定との均衡について

**佐野会長**

ありがとうございました。

それでは、説明の途中ではありますが、ひと区切りでございますので、これまでのところで何かご質問がございますれば、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それではまた後でまとめてもお受けいたします。

引き続き資料の説明をお願いいたします。

◎事務局説明

- 他都市の報酬等の改定状況について

**佐野会長**

はい、ありがとうございました。

ここまでで、資料の説明につきまして、一応資料の説明はこれで終了いたしますが、資料の説明に関しまして、ご質問は何かございますか。

それでは、また議論の途中でもあればお出しいただきたいと思います。

これから議論に入りたいと思います。

平成22年度の議論と同様に、市長、副市長については地域手当を含んだ月々の支給額について、また、地域手当が支給されていない議員については月々の支給額が報酬額と同じになります。この報酬額全般につきまして、改定が必要なタイミングかどうかを議論いただきたいと思います。

事務局からの説明で、この議論のポイントになりそうな点をまとめてみます。

まず、1つめのポイントとしては、横浜市の特別職の給与水準は平成7年度の改定以後しばらく据え置かれておりました。一般職職員の給与改定率の累積を清算するという形で、平成23年4月に改正されたわけでございます。

先ほどの資料の説明でもありましたように、東京都のように短期間にその都度減額する都市もあれば、長期間改正を行わない都市もございます。これが1つのポイントで、横浜市はご説明のとおりでございました。

次に2つめのポイントは、この23年度の一般職職員の給与改定率が0.76%のマイナスになっております。

これを市長や議員に当てはめると、いくらぐらいのマイナスになるか、試算をしていただいたようですので、この資料のご説明をいただきたいと思います。

#### ◎事務局資料配付、説明

○一般職の改定率を当てはめた場合の特別職の報酬額

#### 佐野会長

わかりました。市長については差額がマイナス1万円を超えるということになりますね。

それから3つめのポイントを挙げたいと思いますが、他都市との比較で、東京都、名古屋市に次ぐ水準に今あるわけですけれども、今年度の他都市の報酬審議会の開催状況やその結果を少し詳しくお願いいたします。

#### 事務局

他都市の状況ですが、現在、事務局の方で把握している範囲ですが、ご報告をさせていただきます。政令指定都市19都市のうち報酬審議会を開催している都市は、札幌市、さいたま市、浜松市、福岡市の4都市でございます。

審議結果、4都市とも「据え置き」との結論であったと聞いております。

また、報道によりますと、堺市が今月1月31日に審議会を開催する予定と聞いております。

また、神奈川県につきましては、報酬審議会の中に、委員懇談会というものがあるそうで、そちらを開催したと伺っております。「給料及び議員報酬に関して、現時点では変更する理由が見いだせないため、改定の必要はない」といった意見が議事録に記載されておりました。

最後に東京都ですけれども、東京都については、1月23日に審議会を開催したと聞いております。同日に答申がおこなわれ、「引き下げ」の結論となったとのこと。

内容ですが、知事につきましては、現行149万4000円から、148万6000円に、マイナス8000円、議員が、103万円から、102万5000円で、マイナス5000円に、それぞれ減額されたと聞いております。また、東京都の改定時期は平成24年4月1日からとされております。

#### 佐野会長

ありがとうございました。

今年度の他都市の報酬審議会では、現段階で、東京都以外は「据え置き」という結論になっているようです。

以上の3点が検討する上でポイントになるかと思いますが、それでは、これらの点も踏まえながら改定が必要かどうか、皆さんの御意見を伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

それでは、恒例により、お一人ずつ御意見をたまわりたいと思います。佐々木委員から御意見いただければと思います。

#### 佐々木委員

今のお話やグラフを見ていますと、あまりこまめにこういう金額を動かすのもどうかと。あとはかなり直線的に出ますし、東京都はかなり頻繁にやっていますが、1万円前後で上げたり下げたりするのめいがかと思いますから、今年は据え置きぐらいでよろしいのではと思います。

#### 大貫委員

中々難しい課題でございます。確かに企業と違い、市長や、議員は、利益を出す仕事ではない中での活動ということで、私たちもそんな仕事を見させていただいています。一生懸命やっていると、横浜という巨大都市のリーダーとしての流れを作っていたくには、それなりの大変な市長職ではないかとも思っています。佐々木さんからもお話ありましたように、毎年毎年という、それも今の一割カットとかの流れでいくなればあれですけど、千円単位の中での改定となりますと、そのぐらいでということになってきてしまう状況も私はあるのではないかと思っています。なかなか難しいと思いますが、そうくるくる変えることがどうかという気持ちを持っています。

#### 小島委員

他都市との比較や、これまでの経緯というのは、あまり私は考慮する必要がこの程度であればいいのかなど。むしろ、昨年一年間は東日本大震災があり、恐らく、それまでの通年の横浜市の市長としての職務に加えて、この震災対応の負担もかなり大きかったのではないかとすることも拝察をしますし、恐らく、ここ数年、その問題にも取り組まなければいけないのではないかと思いますので、そういう意味では、そうした職責、市長としての仕事、市長のみではないのですが、特別職の方々の仕事を考えると、今下げる必要は特に見出し難いのかなど。

ただ、ひとつだけ少し悩ましいと思うのは、震災前に決まったことで致し方ないとはいえ、職員の方々が0.76%年間48,000円ほどの平均の減額ということになっておりまして、その中でも、同じように震災対応含めて、非常なご苦勞をされているということがありますので、トップあるいは議員という立場で、その点をどの程度考慮する必要があるのかと。そのところだけが少し今悩ましいところかと考えております。

#### 有田委員

私は去年も本当は改定して、改定しない方が良いのではという気持ちはあるのですが、市民的なことを考えると、改定した方が望ましいのではと思いました。

本当に市の職員の方も、去年も大変な中を下げられて、本当にかわいそうだなという感じで、私も職員の人たちの話聞くと、これだけしかもらわなかったとの話を聞いて、本当にかわいそうという思いがあります。特別職の市の市長とか、本当に大変なご苦勞で、企業だったらもっとたくさんもらえて、前も企業で勤めてらっしゃったらもう少したくさんもらっていたのではと思い、本当はもう少し差し上げたい気持ちはあるのですが、一般職員の方が下がる中で、友達とか職員とか色々な方に聞くと、まず真っ先に返ってくるのは、「給料下げて」という言葉が真先に出てきます。

そんなにたくさんの人には聞いてないのですが、いろいろな人に聞いてくと、どうしてとの理由は言わないのですが、給料下げてと。自分のまわりにはあまり生活も楽ではない人達が多いのかもしれませんが、給料が職員の人も下がった以上は、職員の方と地位や職務的な仕事は違うとは思いますが、同じ目的で、同じ横浜市の税金で、横浜市のために一生懸命がんばっている人たちは一心同体ではないか思いますので、下の人たちが下がったら、やはり上の人たちも下げた方が、何というか市民感情とか、世間的なものの考え方すると、下げた方が良いのではという思いがあります。

それで総理も、国家公務員が下がったら、議員の給料も下げるとか、定員を減らすとか、そういう意見を仰っておられますが、やはり私も市民の代表なものですから、市民の感情や、

市の職員の人たちの気持ちを考えると、私はやはり毎年毎年で下げるのは大変かもしれませんが、市長も副市長も議員もやはり同じ仲間だと思うのです。同じ仕事をやはり仲間でやっていて、特別扱いすると、少し感情的にもいろいろなことが良くないのではないかというように私は思いました。

#### 佐野会長

引き下げるべきという。

#### 有田委員

はい。

#### 松井委員

基本的には私は下げた方が良いとの結論は持っています。というのは、やはり一般職の方が下げて、市長はたった一万円という思いもしないことはないし、お仕事から考えると、それほどとは思いますが、やはりここでは痛み分けじゃないですが、やはり皆さんと同じように動いた方が私は良いと思うのです。

現実には、給料ということだけではなくて、横浜市で、私も市民活動している人間の一人で、それから施設を運営している人間ですが、活動するためとか、事業のためにこれをやりなさいという予算をいただいている、簡単に、「400万円は来年出ませんよ。」と言われるぐらいの厳しいことをされる時代です。そうなる、いろいろな事業は減らしていく、それから予算を減らしていくという中で、気持ちとして市長や特別職の方がそのまま良いというのは、やはり市民感情としてももたないと思うので、本当に、痛み分けという意味も含めて、私は下げた方が良いという思いをしております。以上です。

#### 野村委員

結論から言えば、据え置きで良いではと思います。確かに私どもも、働く方の立場の代表ということで参加をしていることからすれば、一般職の皆さんたちが減額改定ということからすれば、感情的には、特別職についても同様でも良いのではないかと考えたりもするのですが、逆に今は、上がっているときにも特別職の皆さんは一定の金額で上げているということも我々としては考えなくてはいけないのではないかと。特別職の皆さんにはむしろ仕事を、きちんとやっていただくことが、今置かれている状況の中で果たすべきことだろうと思います。

今回はある単位として、これまでも議論の経過の中で改定のタイミングというのは、1ポイントだとか、そういう一つの区切りの時にされているということもございますので、私としては、今回ステイだと思っています。以上です。

#### 寺澤委員

今回初めて審議会に出て、少し変わったことを申し上げるかもしれませんがお許しいたきたいと思います。私は34年間、国家公務員をやっております、約半分の人生を予算編成ということで、人件費等のいろいろな議論をしてきたものですから、私の個人的な経歴から、思っていることを申し上げたいと思います。

地方公共団体の首長というのは、住民から付託を受けて、その地方公共団体の政策を決定する責任者です。それから議会の議員さんも、それを住民から付託を受けて、それを議論し、決定をするという方々ですから、非常に原理的に申し上げれば、都市の規模など関係ないはずなのです。そのパフォーマンスがいかかであるかと。その首長や議会が、どのような方向を決め、それが、その市町村にとって、どういう効果があったかと。それで、報酬が決まるべきではないかというのが、私の基本的な考えです。住民自治の原則からすれば、そうあって良く、スーパー首長がいれば、一千万円給料払っても住民はおそらくそれに対して税負担をすることに異議はないのではないかとというふうに思うのです。

一番困るのは、ポピュリストの首長が出てきて、給料安くしてやりますよと言って何もしない。また、そのことによって、その市の行政が遅れるというのが一番困るわけで、住民からすればその首長や、議員が自分たちの付託をした期待値以上の成果を上げているか、上げてないかということ、原則だと私は思います。

しかしながら、我が国では、客観的に首長の業績を評価する制度はありませんが、世界では、例えば私がおりましたコロンビアという国であれば、全国の市長及び知事の業績評価をニュートラルな団体が全部するのです。この市長は、非常に良い政策をやったと。効果が出た。それがその地域の経済発展にどれだけつながった。その財政をどうした、財政は悪くなった、良くなった。全部政策を評価して、この知事は非常に出来が良いと。何番と。つけるわけですね。そういうことで、実はそれが大統領の候補を決める非常に重要な要素になるのです。だから大統領になろうという人は、首長をやって、非常にその地域の住民から高く評価されて、良い行政をやったという人は知事になって、大統領になる。そういうのがあるのです。そういう国がないわけではないのですが、我が国では、残念ながらそういう仕組みがありません。ありませんが、横浜市の市長、副市長、議会の方々が、全国平均の、そういう方々と比べて、見劣りがするかというと決してそういうことはない、私は個人的には思っております。正しいかどうかはわかりません。

ということで、本来ならばそういう観点から「もっと上げて良いのでは」とかいう議論があつて然るべきかと、私は思いますけれど、残念ながら客観的な指標がないということであれば、これまでこの審議会で決めてこられたいろいろなものの考え方、大都市の類似都市との比較とか、ということも一つのセカンドベストと言いますか、私はベストとは思いませんが、セカンドベストの決め方ではないのかと。朝令暮改的な、毎年毎年、基準を見直すということが良いのかどうか。本当に横浜市民は、毎年毎年、職員と市長が同じ運命の給与であることを望んでいるのかどうか。むしろ、市長は市長として、どんどん新たな新機軸を出してもらおうということは、職員とは全く違う基準であるべきで、それが一緒でなければいけないということはないのではないかと。とすれば、これまでのこの審議会でのものの考え方から言えば、1%を一つの基準とするというようなことも言われておりますので。本当は、私もこの1%にどういう合理性があるかわかりませんが、過去の経緯がそうであるとするならば、まあそれで良いのではないかとというふうに思います。

それから一つ質問ですが、どうして横浜市は地域手当がこの市長・副市長にあるのかですね。おそらく地方自治法で地域手当を出しているのは県で言えば、神奈川県で言えば、横浜で勤める人と、山北町に勤める人とではいろいろ違うから、地域手当をやって、バランスをとるといふようなことはあるのだろうと思うのですが、横浜市の職員で、市内で地域手当の差があるのかどうか。国の場合は、東京で勤める場合と、島根県で勤める場合とでは、物価水準とか生活のコストが違いますから、地域手当で調整するっていうのは合理的だと思うのですが、横浜市でどうしてこれを作られているのかの理由をちょっと教えていただきたいというのが2番でございます。

#### 佐野会長

はい、それでは地域手当につきまして、ご説明をお願いします。

#### 事務局

はい、今、ご質問のありました地域手当についてなんですが、横浜市では、市内全域12%ということで、差はございません。ただ、なぜその手当を作っているのかとのことですが、地公法等で地方公務員の給与、基本的に国の給与に準じた形でやっております、国等の指導もあり地域手当というものを支給しております。

#### 寺澤委員

なぜ国が指導するのですか。

#### 事務局

国の指導というよりは、国の助言、最近、指導はないですが。

**寺澤委員**

どういう理由で助言をしているのですか。

**事務局**

明確にどういう理由かというのは分かりませんが、国の手当と同様の手当とするようにということになっています。ちなみに、地域手当につきましては、我々公務員の一般職の給与を、民間と比較するときですが、給料月額だけではなく、給料月額にその地域手当なども加えて、民間との比較を行っております。

**寺澤委員**

まったく理解できない。地方自治であるのでしょう。地方自治であれば横浜市は給料同じであれば、地方、地域手当なんか作る必要は全く無いわけです。現に、議員において作っていないわけですから。職員は全部、同じ水準で、手当などは要らないという判断があつて良い。地域手当を作るのであれば、たとえば、西区と金沢区では違うとって下げるということはあるけれども、ないのであれば、無意味な手当を作る必要はまったくないと思います。

**佐野会長**

はい。どうぞ。

**事務局**

今回この地域手当について議論する場でございませんので、御意見として伺っておきます。

**佐野会長**

大変複雑で、経過がございまして、私もまだ全部把握しきっていないのですけれども。それも含めまして、今後の宿題にしたいと思います。

大変皆様から御意見をいろいろいただきました。寺澤委員の結論は。

**佐野会長**

皆さまからご意見をいろいろいただきました。寺澤議員の結論は。

**寺澤委員**

据え置きです。

**佐野会長**

据え置きと言うことですね。

**寺澤委員**

はい。

**佐野会長**

ありがとうございました。

本日、欠席された委員がいらっしゃいますが、どのような御意見かをお伺いしてございますでしょうか。

**事務局**

はい。今井委員からは、「審議会の議論に委ねたい」という御意見をいただいております。それから加藤委員からは、「据え置きと考えるが、欠席であるため、審議会の議論に委ねたい」という御意見をいただいております。

#### 佐野会長

はい、ありがとうございました。

そういたしますと、これまで御意見として「据え置き」とお答えいただいた方が、この中では5名といたしますか、それから「引き下げるべき」という御意見が2名になろうかと思えます。一巡はいたしましたけれどまた、御意見を追加で、発表されたい委員がいらっしゃいましたら、どうぞ。あるいは、変更でも結構でございます。

(佐野会長、委員に意見発表を促される)

はい。私は皆様の結論が出てと申しましたけれども、大変、本当に難しいところですけど、これまでの慣行に従いますと、やはり東京都と違いまして横浜市は特別職の場合はこまめに変更するパターンではなく、節目節目に変更する。その時に、然るべく清算をするということやってまいりましたので、今回は0.76%ということであれば、これは一応静観をするということで、据え置きということにしたらいかがかと思っております。

そういうことで、「据え置き」派が、現行の出席者の中では6名。「引き下げ」が2名ということでございます。で、欠席者の御意見も承りますと、「据え置き」が、さらに増えることとなります。

何か追加で御意見をたまわれれば、ここで伺いたいと思えますけれど、いかがでしょうか。

はい。寺澤委員、お願いいたします。

#### 寺澤委員

補足的にももの考え方を申し上げますと、職員の給料をどうするかということについては、本来、一般の公務員の生産性に応じて給料は決まるべきであるということだと思っておりますけれども、公務員の場合の、地方公務員の場合の生産性の取り方というのは非常に難しく、客観的にとれないと。一生懸命やっているというだけでは評価できないということで、戦後、民間準拠と、民間の労働者の生産性に応じて公務員も給料を払いましょうということで民間準拠の考え方になったので、それは一つの考え方で、国家公務員もそういうことですから、一般職と特別職は同じで良いということではなくて、一般職は民間に準拠して、生産性の上昇を考慮し民間に準拠した給料を払うと。特別職は、これはその国なり地方公共団体の政策、その方向を決めるという非常に重要な役割なので、基準が違うというものの考え方ではないかというふうに私は理解しております。

#### 佐野会長

ありがとうございました。大変貴重な御意見いただきました。

他に何か、御意見はございますか。

そういたしますと、出席委員では「据え置き」が6名、「引き下げ」が2名。で、欠席委員も加えますと、「据え置き」が7名、プラス、「任せる」ということで。「引下げ」は2名という、結論になりまして、現段階では、「据え置くべき」という方に集約されるということになりますけれど、いかがでございましょうか。

「委員了承」

#### 佐野会長

ありがとうございます。

それではまずは審議会の意見として、市長、副市長の給料及び議員の議員報酬については、「据え置くべき」という報告を文書で市長に行うこととなります。本日の議論を踏まえた報告文案につきましては、私に御一任いただきたいと思いますと思いますが、文案ができましたら事務局で調整いたしまして、皆様にまたお諮り、お回しをいたしたいと思いますけれども、そのような手続でよろしゅうございましょうか。



「委員了承」

**事務局**

熱心な御議論ありがとうございました。

本日はお忙しい中、本当にあの長時間にわたりましてありがとうございます。委員の皆様から様々な御意見、本日いただきましたので、これが、何らかの形で、私どものこれからの仕事に活かせるようにがんばりたいと思います。後日、報告については調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

**事務局**

本日は長時間にわたりましてありがとうございました。以上で終了でございます。どうもありがとうございました。

**佐野会長**

どうもありがとうございました。

( 終 了 )

